

基本方針 2

資源が循環するまち

ものを大切にして資源が循環する未来をつくる

2032年に目指す姿

必要な時に必要な量だけ購入する、使わなくなったものは人に譲る、リサイクルショップに出すなど、ものや資源を大切にする行動が定着しています。

特に、食品ロスについては、できるだけ削減するという意識が区民や事業者に浸透しています。食品を無駄なく使用するレシピが家庭で普及し、飲食店では食べきれぬ量を提供するための工夫が柔軟に行われ、家庭・事業者ともに食品ロスの量が減っています。

また、循環経済（サーキュラーエコノミー）*への移行が進展し、持続可能な形で資源を利用する活動が区民・事業者の間で浸透しています。資源は適切に再使用・再生利用されており、資源の分別回収・再商品化が徹底され、ごみの排出量が少ないまちになっています。

関連する SDGs*	他分野との関連
	<ul style="list-style-type: none"> ・循環経済*による新たなビジネス ・資源回収等による区民活動の活性化、ネットワークの醸成



<目黒区エコプラザ*のリサイクルショップ>

成果指標

指標	現状 2021 (令和 3) 年度	目標 2032 (令和 14) 年度
めぐろ買い物ルール*や取組の認知度	33.7%	50.0%
年間のリサイクル率	26.0%	40.0%

取組点検項目

2-1 3R*の取組の推進

指標	現状 2021 (令和 3) 年度	目標 2032 (令和 14) 年度
3R*に関する環境学習の実施回数	8回	年35回
3R*に関するSNS*の情報発信回数	5回	年10回

2-2 ごみの適正処理の徹底

指標	現状 2021 (令和 3) 年度	目標 2032 (令和 14) 年度
事業用大規模建築物の排出指導	0件※	年50件

※新型コロナウイルス感染症対策のため中止。

区民の取組例

- 「めぐろ買い物ルール*」に取り組む。
- すぐごみになるもの、リユース・リサイクルしにくいものは選ばないようにする。
- リユース・リサイクルできるものは、ごみとして出さない。
- ごみは分別ルールを守り、正しく分別してごみを出すことを徹底する。
- 資源回収活動に協力する。

事業者の取組例

- 「めぐろ買い物ルール*参加店」、「食べきり協力店*」に登録する。
- リユース・リサイクルできるものは事業所内で再利用し、ごみの排出量を減らす。
- 使い捨てプラスチック類や包装、容器の使用を控え、代替製品の使用を検討する。
- ばら売りや量り売り、小盛や持ち帰り容器の提供など、食品ロスの削減に努める。
- ごみが少なく、資源化しやすい環境に配慮した製品の設計・製造・販売に努める。
- 事業系ごみの排出ルールに基づき、ごみの分別、適正な排出を行う。
- 資源回収活動やリサイクル BOX の設置などに協力する。



〈めぐろ買い物ルール*・食べきり協力店*のステッカー〉

施策の目標 2-1 3R*の取組の推進

3R*の取組の中では、まず「リデュース」に優先的に取り組みます。ごみを出さない意識の醸成とごみを減らすための行動変容を促し、ごみの減量を推進していきます。特に、食品ロスの削減対策としてフードドライブ*支援などの取組を展開し、プラスチックごみの削減対策として使い捨てプラスチックの削減などを推進します。

次に、「リユース」については、リユース業界団体と連携して区民によるリユースショップの利用を促すほか、リユース容器等の利用促進を図ります。

3つめの「リサイクル」については、資源として回収する品目の見直しや事業者との連携による資源回収・再商品化など、新たな資源循環の手法についても検討をしていきます。

また、循環経済（サーキュラーエコノミー）*への移行に向け、エシカル消費*の推奨や事業者による環境に配慮した取組などについて情報発信をしていきます。

施策 ⑪

ごみの発生抑制、循環経済*に向けた普及、啓発

主な取組

●ごみを出さない（リデュース）意識の醸成と行動変容の促進

世帯構成や年齢層に応じた普及啓発を推進するとともに、エシカル消費*の推奨やナッジ*等の手法を活用し、自然とごみを減らせるようなライフスタイルへの行動変容を促します。

●事業者への情報発信

事業者に対し、環境への影響を配慮した取組の参考となるように、他事業者の先進的な取組等の情報発信を行います。

施策 ⑫

資源の再使用・再生利用の促進

主な取組

●資源の再使用（リユース）の推進

リユース業界団体と連携して、区内及び周辺のリユースショップの情報発信システムを構築するとともに、リユース容器等の利用促進に向けた普及啓発を行います。

●資源の再生利用（リサイクル）の促進

区民、事業者、各種団体などと連携しながら、効率的な資源回収の仕組みを検討・構築します。また、他自治体や企業・団体等と連携した再商品化に関する情報収集を行い、効果的なリサイクル手法の検討を行っていきます。

主な取組

● 「めぐろ買い物ルール*」の普及啓発

区民・事業者が一体となって賢い買い物の方法や食品ロス削減を区内に広める「めぐろ買い物ルール*」の普及啓発を行うとともに、「めぐろ買い物ルール*参加店」、「食べきり協力店*」の登録促進に向けた普及啓発を行います。

● 食品ロス削減に向けた取組の推進

「食品ロス削減計画」を策定し、食品ロスの削減に向けたさらなる普及啓発を行います。また、食品ロスの削減へとつながるフードドライブ*活動の支援を行います。さらに、給食など区の事業における食品ロスの削減を進めていきます。

● プラスチックのリサイクルの推進

「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、容器包装プラスチック以外のプラスチック（製品プラスチックなど）について、資源化・再商品化を進めていきます。

コラム

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

こうした背景から、政府では、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」（2019（令和元）年5月31日経済産業省、環境省等）を策定し、3R* + Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

さらに、2021（令和3）年6月には、プラスチックを使用する製品の設計から廃棄処理までのライフサイクル*に関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環法）が成立し、2022（令和4）年4月から施行されました。

多くの自治体では、プラスチック製の容器や包装などのごみは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）に基づき、分別回収・再商品化が進められてきましたが、それ以外のプラスチック（製品プラスチック）は、燃えるごみ等として処理されています。

「プラスチック資源循環法」では、プラスチック資源回収量の拡大を図ることを目指し、製品プラスチックについても再商品化できる仕組みが設けられ、区市町村は、その区域内において、プラスチック製の容器や包装のみならず、製品プラスチックを含めたプラスチックごみの分別回収・再商品化に努めるよう求められています。



プラスチックは
えらんで減らしてリサイクル



出典：「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト（環境省）

施策の目標 2-2 ごみの適正処理の徹底

資源とごみの分け方、出し方など分別と排出のルール of 徹底に向けて、啓発を行うとともに、大規模事業者への排出指導などを行い、不適正排出や不法投棄の防止を推進していきます。

また、高齢者世帯などごみの排出に支援が必要とされるケースに対応するとともに、環境と安全に配慮した適正なごみの収集・運搬・処理に引き続き取り組んでいきます。

施策 14

分別排出の徹底

主な取組

●ごみ分別ルールの徹底、排出指導の推進

ごみ集積所への不法投棄等対策や区民・事業者に対するごみの適正処理の徹底に向けて、ごみ分別ルールの情報発信や助言・指導に取り組んでいきます。

●事業用大規模建築物の排出指導の推進

区内の事業用大規模建築物所有者に対し、ごみの減量及び適正処理を促進するため、排出指導を継続して行うとともに、小規模事業者に対するごみ減量化の呼びかけを推進していきます。

施策 15

安全・適正なごみの収集と処理の徹底

主な取組

●資源等の分別回収、適正処理の徹底

それぞれの資源等に応じた分別回収を徹底し、法令に基づくリサイクルルートにのせ、廃棄物の適正処理を推進していきます。また、水銀含有物など有害性や危険性のある廃棄物について、法令に基づき、安全・適正な処理がなされるよう分別・排出ルールの徹底・指導を行います。